

令和5年第2回定例会 提出議案件名一覧表

議案第31号	令和5年度三重県一般会計補正予算（第4号）
議案第32号	令和5年度三重県債管理特別会計補正予算（第1号）
議案第33号	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第34号	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第35号	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
議案第36号	令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
議案第37号	令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第38号	令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第39号	令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第40号	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
議案第41号	令和5年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第42号	令和5年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
議案第43号	令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第44号	令和5年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
議案第45号	令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第46号	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案
議案第47号	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例案
議案第48号	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
議案第49号	当せん金付証票の発売について
議案第50号	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議案第51号	工事請負契約について（主要地方道伊勢磯部線（恵利原橋）橋梁耐震対策（上部工）工事）
議案第52号	工事請負契約の変更について（一般国道368号（大内拡幅）道路改良（大内橋上部工）工事）
議案第53号	工事請負契約の変更について（一般県道一志出家線（中川原橋）道路改良（橋梁上部工）工事）
議案第54号	工事請負契約の変更について（一般国道167号（磯部B P）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事）
議案第55号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第56号	損害賠償の額の決定及び和解について

議案第57号	和解について
議案第58号	特定事業契約の変更について
議案第59号	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について
議案第60号	三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について
議案第61号	三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について
議案第62号	三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について
議案第63号	三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について
議案第64号	三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について
議案第65号	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について
議案第66号	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について
議案第67号	三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について
議案第68号	令和5年度三重県一般会計補正予算（第5号）
議案第69号	令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第70号	令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第71号	令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
議案第72号	令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
議案第73号	令和5年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
議案第74号	令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
議案第75号	令和5年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
議案第76号	令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第77号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第78号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第79号	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第80号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第81号	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第82号	令和5年度三重県一般会計補正予算（第6号）
議提議案第1号	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

令和5年第2回定例会 11月定例会 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	6	6						
審査中分	1					1		
計	7	6				1		

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の報告を求めるもの
総務地域連携交通	請 13	「再審法改正を求める意見書」提出について	津市丸之内養正町1番1号 三重弁護士会 会長 伊藤 明紀	龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 山崎 博 山内 道明 稲森 稔尚 田中 智也 小島 智子 藤田 宜三 村林 聡 長田 隆尚	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
環境生 活農林 水産	請 14	私学助成について	津市上浜町一丁目 293 番地の 4 三重県私立高等学校・中学校・ 小学校 保護者会連合会 会長 高瀬 一英 ほか 20 名	龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 山内 道明 稲森 稔尚 小島 智子 藤田 宜三 村林 聡 谷川 孝栄	採択	○

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
環境生 活農林 水産	請 15	持続可能な牡蠣養殖の実現に 向けた支援を求めることにつ いて	鳥羽市大明東町1番7号 鳥羽商工会議所 水産養殖釣船 部会 部会長 中村 修一 ほか5名	世古 明 龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 廣 耕太郎 野村 保夫 山内 道明 稲森 稔尚 小島 智子 藤田 宜三 村林 聡 谷川 孝栄	採択	○
医療保 健子ど も福祉 病院	請 16	医療機関等の看護職員の賃上 げを可能とする財政支援につ いて	津市観音寺町字東浦 457-3 三重県看護連盟 会長 西川 利恵	龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 山崎 博 山内 道明 稲森 稔尚 村林 聡 谷川 孝栄	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
医療保 健子ど も福祉 病院	請 17	介護保険利用料の2割負担の 対象拡大に反対することにつ いて	津市船頭町津興 1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信	吉田 紋華 稲森 稔尚	採択	
医療保 健子ど も福祉 病院	請 18	子どもの最善の利益の実現に 資する保育制度の改善につい て	津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館 4階 三重県私立保育連盟 会長 辻 健次	龍神 啓介 辻内 裕也 吉田 紋華 芳野 正英 中瀬 信之 山崎 博 山内 道明 稲森 稔尚 小島 智子 藤田 宜三 村林 聡 谷川 孝栄	採択	

(審査中分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の報告を求めるもの
医療保健子ども福祉病院	請6	上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについて	四日市市下之宮町 330-1-1105 多度大社の上げ馬廃止を求める One Team 富森 美保美	吉田 紋華 稲森 稔尚	継続審査	

令和5年第2回定例会 11月定例会月会議 意見書案一覧表

令和5年12月

[意見書案]

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

意見書案第14号 医療機関等の看護職員の賃金引上げを可能とする財政支援等を求める意見書案

意見書案第15号 介護保険利用料の2割負担の対象者を安易に拡大しないよう求める意見書案

○環境生活農林水産常任委員会提出

意見書案第16号 私学助成の充実を求める意見書案

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

意見書案第17号 子どもの最善の利益の実現に資する保育制度の改善を求める意見書案

○総務地域連携交通常任委員会提出

意見書案第18号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案

○環境生活農林水産常任委員会提出

意見書案第19号 持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求める意見書案

○議員発議

意見書案第20号 パレスチナ自治区ガザ地区における早期の平和構築を求める意見書案

意見書案第21号 米軍CV-22 オスプレイの墜落事故に関する意見書案

意見書案第22号 悪質なホストクラブ等の被害防止対策の強化及び徹底を求める意見書案

意見書案第23号 食品ロスの削減の更なる推進を求める意見書案

意見書案第14号

医療機関等の看護職員の賃金引上げを可能とする財政支援等を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月11日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 川口 円

医療機関等の看護職員の賃金引上げを可能とする 財政支援等を求める意見書案

国において、看護職員の賃金引上げのため、令和4年10月に診療報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」を新設したことは、一定の評価をするものである。

しかし、この処遇改善の対象は、一部の医療機関に勤務する看護職員に限られている状況であり、全ての看護職員の処遇改善とはなっていない。全ての看護職員がこの処遇改善を受けるためには、「看護職員処遇改善評価料」の対象を拡大するとともに、看護職員が従事する介護保険施設その他の福祉施設（以下「福祉施設」という。）でも同様の処遇改善が受けられるよう介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定が必要である。

また、本年4月に、国家公務員医療職俸給表(三)が見直されたことは、処遇改善の対象とならない医療機関も含めた看護職員の賃金にも波及することが期待される場所である。しかしながら、看護職員が従事する医療機関、訪問看護事業所及び福祉施設（以下「医療機関等」という。）は、公定価格に基づいて運営していることから、昨今の物価高騰の影響を価格に転嫁できず、看護職員の賃金引上げを行うための原資が確保できない状況にある。

よって、本県議会は、国に対し、全ての看護職員の賃金引上げが可能となるよう、更なる処遇改善を講じること及び物価高騰に苦しむ医療機関等に財政支援を行うことを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第15号

介護保険利用料の2割負担の対象者を安易に拡大しないよう求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月11日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 川口 円

介護保険利用料の2割負担の対象者を 安易に拡大しないよう求める意見書案

介護保険制度は、その創設から23年が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして、定着し、及び発展してきた。

こうした中、高齢化の進展に伴い、介護サービスの利用者は着実に増加し、介護費用の総額が年々増加していることから、国において、持続可能な介護保険制度に向けた利用者の負担の見直しが行われているところである。

しかし、今後、利用者の負担が増えれば、必要な介護サービスの利用の自粛、年金生活者の生活の悪化等が懸念されることから、介護保険利用料の2割負担の対象者の範囲は慎重に判断する必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活の実態、影響等を十分に把握し、介護保険利用料の2割負担の対象者を安易に拡大しないよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

全世代型社会保障改革担当大臣

意見書案第16号

私学助成の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月12日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長 山 崎 博

私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒等の保護者は大きな経済的負担を強いられている。

また、近年のエネルギー、食料等の物価の高騰及び少子化の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は、厳しい状況にある。

よって、本県議会は、国において、私立学校に修学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校における経営の健全性向上を図るため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、就学支援金制度の拡充強化を図るよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第17号

子どもの最善の利益の実現に資する保育制度の改善を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月13日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 川口 円

子どもの最善の利益の実現に資する 保育制度の改善を求める意見書案

昨今、保育施設における児童に対する不適切な事案が全国的に発生している。このような事態は決してあってはならないものであるが、その背景には、社会状況の変化により、保育士に求められる業務量が増加する一方、慢性的な保育士の人材不足等による保育現場の疲弊があると言わざるを得ない。

こうした中、現在、国において1歳児及び4歳児以上の保育士の配置基準の改善に向けた見直しを進めている点は、評価するものである。しかしながら、子どもの最善の利益の実現に資するためには、今回の見直しの対象となっていない配置基準も含め、更なる配置基準の見直しを進めることが必要である。また、調理員の配置基準は、長期にわたり改善がなされていないことから、早急な改善が必要である。

また、国は、処遇改善等加算の仕組みを保育士の給与水準を改善する目的で導入し、処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの三種類を設けているが、この処遇改善等加算では、十分な給与の引上げにはなっておらず、保育士の満足度の向上につながるものとはなっていない。

この理由の一つには、公定価格の計算上のモデル給与号俸が実態とかい離しており、適切な単価となっていないことがある。

よって、本県議会は、国に対し、保育士等の配置基準の見直しの対象を拡大し、処遇改善等加算の公定価格の適切な価格設定を行うことを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第18号

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月14日

提 出 者

総務地域連携交通常任委員長 喜 田 健 児

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろんであるが、地域住民の人権を守る義務を有する地方公共団体にとっても重要な課題と言える。また、本県では、名張市において、名張ぶどう酒事件が発生しており、現在、第10次再審請求が係属している。

えん罪被害者を救済するための制度である再審については、その手続を定めた刑事訴訟法の規定（第四編 再審）に再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどないことから、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方には、事件を担当する裁判官によってそれぞれ違いが生じている。このことから、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審請求手続における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件において、警察、検察等の捜査機関の手元にある証拠が再審請求手続において明らかになることは、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるように、これを開示させる仕組みが必要である。しかし、現行法にはこのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官及び検察官の対応によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情である。このような格差を是正するためには、証拠開示を制度的に保障する規定の整備が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに幾度も不服申立てを行う事例があり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪、無罪の判断は、再審公判において行うことが予定されている。そして、再審公判では、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに公開の再審公判に移行すべきである。

よって、本県議会は、国に対し、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

意見書案第19号

持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月14日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長 山 崎 博

持続可能な牡蠣養殖の実現に向けた支援を求める意見書案

近年、本県沿岸海域では、黒潮大蛇行、海水温の上昇、栄養塩類の減少等による漁場環境の変化が著しく、黒ノリの色落ち、多くの生物の生息場となる藻場の減少等、水産業を取り巻く状況は厳しさを増している。

特に、鳥羽・志摩地域における重要な産業である牡蠣^{かき}養殖については、複数年にわたり大量へい死被害が発生する等、生産不調が続いており、養殖事業者の経営は大変厳しい状況となっている。

このため、本県においては、水産業の持続的な発展に向けて、様々な取組を進めているところであるが、国においても、支援を講じることが必要である。

よって、本県議会は、持続可能な牡蠣養殖の実現に向けて、国に対し、下記の事項の実施を強く求める。

記

- 1 養殖牡蠣の大量へい死被害の原因究明、被害を軽減させるための対策等の研究を公設研究機関及び関連企業が進められるよう、支援制度の充実を図ること。
- 2 現状の漁場環境に合わせた養殖業ができるよう、最新技術又は生産性向上に向けた新たな資機材の導入等に対する支援を講じるとともに、漁家経営の安定化のためのセーフティーネットの充実を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

意見書案第20号

パレスチナ自治区ガザ地区における早期の平和構築を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月14日

提 出 者

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

藤 田 宜 三

パレスチナ自治区ガザ地区における 早期の平和構築を求める意見書案

ハマス等パレスチナ武装勢力とイスラエルとの戦闘が始まり、2か月が経過した。双方の応酬により、パレスチナ自治区ガザ地区において、多くの子どもを含む一般市民が殺傷され、人命が深刻かつ危機的な状況にさらされ続けている。

このことについて、G7外相会合では、テロ攻撃等を断固として非難するとともに、即時かつ無条件での全ての人質の解放を強く求める声明を発表した。

本県議会においても、平成9年10月に決議した世界恒久平和を希求し、人々の生活を脅かす全ての行為の絶滅を求め、自らもそのために努力することを表明する「非核平和県宣言」に基づき、この度、ガザ地区における早期の平和構築を求めるとともに、いかなる理由があろうとも、一般市民への攻撃をはじめとする非人道的行為は許されないという強い意志を表明する。

そして、ガザ地区において早期の平和構築を実現するためには、我が国としても取り得る最大限の努力を尽くす必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、ハマス等パレスチナ武装勢力及びイスラエルの双方が武力行使を中止し、ガザ地区における早期の平和構築が実現できるよう、国際社会において積極的な役割を果たすよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

意見書案第 2 1 号

米軍 C V - 22 オスプレイの墜落事故に関する意見書案

上記提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日

提 出 者

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

藤 田 宜 三

米軍C V-22 オスプレイの墜落事故に関する意見書案

11月29日、米軍横田基地に所属する米空軍特殊作戦機C V-22 オスプレイが鹿児島県屋久島沖に墜落し、国内におけるオスプレイの事故として初めての死者を出す重大事故となった。

国内には、C V-22 が米軍横田基地に6機、同機と基本構造が同じM V-22 が米軍普天間飛行場に24機、陸上自衛隊にもV-22 が木更津駐屯地に14機配備されている。

オスプレイについては、構造上の安全性が強く懸念されている中で、三重県を含む全国各地の上空を飛来しており、一歩間違えれば住民を巻き込む大惨事につながりかねないだけに、今回の墜落事故の不安及び恐怖は大きいものがある。また、墜落事故の原因が究明されず、有効な再発防止策が講じられていない中で、米軍がオスプレイの飛行を再開させることはあってはならない。

よって、本県議会は、米軍横田基地所属のC V-22 オスプレイの重大な墜落事故に抗議するとともに、国において、下記の事項について実施するよう強く求める。

記

- 1 国民の生命及び財産を守る立場から、事故の原因が究明され、有効な再発防止策が講じられるまで、オスプレイの飛行の再開を行わないよう、米軍に対して求めること。
- 2 我が国の主権を守る立場から、米国政府等に対し、毅然とした態度で、事故の原因の徹底した究明及び関連情報の公開を働きかけるとともに、日米地位協定の改定及び運用改善を求めること。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

意見書案第22号

悪質なホストクラブ等の被害防止対策の強化及び徹底を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月14日

提出者

吉田 紋華

芳野 正英

中瀬 信之

山内 道明

稲森 稔尚

小島 智子

藤田 宜三

悪質なホストクラブ等の被害防止対策の 強化及び徹底を求める意見書案

ホストクラブ、メンズコンセプトカフェ（以下「ホストクラブ等」という。）が客に対し支払能力を超えた多額の売掛金を負担させ、債務の返済のためとして売春させる悪質なホストクラブ等の被害が、深刻な社会問題となっている。

ホストクラブ等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の許可に基づき営業している。このため、風営法に基づき悪質なホストクラブ等を取り締まる都道府県はもとより、風営法を所管する国においても、悪質なホストクラブ等による被害防止対策を強化及び徹底する責任がある。

また、悪質なホストクラブ等の背後で、暴力団及び匿名・流動型犯罪グループが不当に利益を得ている可能性があるとしてされている。

よって、本県議会は、国に対し、悪質なホストクラブ等の被害を防止するための対策の強化及び徹底を図るため、下記の事項について、早急に取り組まれることを強く求める。

記

- 1 風営法に基づき、管轄内のホストクラブ等に対し、営業に当たっての法令遵守状況を臨店の上で確認し、不適切な状況があれば徹底した指導及び取締りを行うよう、全国の都道府県警察本部に指示を行うこと。
- 2 1の指示をするに当たっては、客に明示する料金表の適切な表示にとどまらず、領収書その他の飲食の内容等が明示された書面の交付を行っているかについて、特に留意するよう、付記すること。
- 3 悪質なホストクラブ等が、客に対して、飲食等の代金を支払わせるために、性風俗店での労働等を紹介及びあっせんすることは職業安定法の規定に違反することから、省庁間の連携を図りつつ、取締りを強化するよう、全国の都道府県警察本部に指示を行うこと。

- 4 ホストクラブ等において、従業員であるホスト等が客の好意の感情を利用することにより、飲食等の提供を不当に勧誘した場合には、消費者契約法の取消権の要件に該当し得ることを周知すること。
- 5 悪質なホストクラブ等の利用等により、性暴力又は性被害を受ける事例があることについての啓発活動を行うよう、教育機関に働きかけること。
- 6 悪質なホストクラブ等の被害に関する今後の必要な対策を進めるため、関係省庁が連携して適切な措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

警察庁長官

意見書案第23号

食品ロスの削減の更なる推進を求める意見書案

上記提出する。

令和5年12月14日

提出者

龍 神 啓 介

辻 内 裕 也

吉 田 紋 華

芳 野 正 英

中 瀬 信 之

山 崎 博

山 内 道 明

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

藤 田 宜 三

村 林 聡

長 田 隆 尚

食品ロスの削減の更なる推進を求める意見書案

食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年10月に施行され、これまで食品ロスの削減に関する普及啓発が進められてきたものの、農林水産省によると、令和3年度の推計では、日本の食品ロス量は523万トンにも及んでおり、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中、国連世界食糧計画(WFP)では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っているが、日本における食品ロスはその1.1倍となっているのが現状である。

また、食品ロスの削減は、気候変動対策としても非常に重要である。廃棄において直接的に生じる温室効果ガスだけでなく、食品の生産過程で投入される天然資源及びエネルギーの浪費、製造、加工、流通、卸及び小売の各段階でのエネルギー消費等によって生じる温室効果ガスの排出量の削減にもつながり、その効果は決して小さくない。

よって、本県議会は、国に対し、食品ロスの削減が誰もが取り組める脱炭素アクションになることにも鑑み、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロスの削減の更なる推進のために、下記の事項について措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 賞味期限又は消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」等、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロスの削減を積極的に進める事業者の顕彰及び支援の強化を図ること。また、地域及び事業者の食品ロスの計測、公表等の体制を拡充し、食品ロスの削減に係る取組の実効性を強化すること。
- 2 食品ロスを防ぐための使用量又は頻度に合わせた小分け包装、食品自体の鮮度の保持、賞味期限等の延長につながる容器、包装等の改善及

び工夫の促進、外食産業における小分け提供及び持ち帰り等、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。

- 3 食品ロスを防ぐため、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク等への企業等からの在庫食品の寄付促進、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）等の利活用により、「もったいない」と「おすそわけ」との好循環を作り、国民運動としての取組を一層強化すること。
- 4 事業系食品ロスの削減、子ども食堂等への支援を行うため、企業、商店等から提供された食品等を地域に設置された冷蔵庫等で保管し、必要とする住民、団体等に随時提供する「コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）」の設置、運営等への支援制度を整備すること。
- 5 食に関わる事業者及び野菜等の生産者の連携を促し、色及び形における規格外品、食材の皮、芯及び種等、出荷及び加工前に廃棄されている地域の食材を、商品開発、消費の拡大等に向けた施策に取り組む地方公共団体等の事業に活用できるよう、積極的な支援を展開すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案について

第 1 条例改正の内容

映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により委員が参加できる出席の特例について、委員会を招集する場所に参集することが困難な事情がある場合として育児、介護その他のやむを得ない事由を追加する等のため、規定を整備するものである。

第 2 施行期日

公布の日から施行する。

議提議案第二号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和五年十二月二十日

提出者 議会運営委員長 石田成生

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一条～第十四条（略）</p> <p>第十四条の二（出席の特例）</p> <p>第十五条～第二十九条（略）</p> <p>附則</p> <p>（出席の特例）</p> <p>第十四条の二 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集する場所に参加することが困難な委員があるとき、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一条～第十四条（略）</p> <p>第十五条～第二十九条（略）</p> <p>附則</p> <p>（出席の特例）</p> <p>第十四条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参加することが困難な委員があるとき、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2・3（略）</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員会の出席の特例について、委員が委員会を招集する場所に参加することが困難な事由として育児、介護その他のやむを得ない事由を追加する等のため、規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案について

第 1 規則改正の内容

表決の方法として押しボタン式投票を追加するための規定を整備するとともに、会議録に係る電磁的記録の提供についての規定を整備するものである。

第 2 施行期日

公布の日から施行する。

議提議案第三号

三重県議会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

令和五年十二月二十日

提出者 議会運営委員長 石田成生

三重県議会議規則の一部を改正する規則

三重県議会議規則（昭和三十一年三重県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（表決の方法）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立又は押しボタン式投票により表決を採らなければならない。</p> <p>（投票による表決）</p> <p>第六十四条 投票は、無記名又は押しボタン式とする。ただし、議決によって記名とすることができる。</p> <p>2 無記名投票及び記名投票に係る投票用紙は、別記の様式による。</p> <p>3 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は議席に取り付けられた賛成ボタンを、問題を否とする者は議席に取り付けられた反対ボタンを押すことにより投票する。</p> <p>（選挙規定の準用）</p> <p>第六十五条（略）</p> <p>2 押しボタン式投票による表決を行う場合には、第二十三条、第二十五条第一項及び第二十六条の規定を準用する。</p> <p>（会議録の配付等）</p> <p>第一百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁</p>	<p>（表決の方法）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立により表決を採らなければならない。</p> <p>（投票による表決）</p> <p>第六十四条 投票は、無記名とする。ただし、議決によって記名とすることができる。</p> <p>2 投票用紙は、別記の様式による。</p> <p>（選挙規定の準用）</p> <p>第六十五条（略）</p> <p>（会議録の配付）</p> <p>第一百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した磁気</p>

<p>的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。</p>	<p>ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ、物を含む。）を作成して、議員及び関係機関に配付する。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

表決の方法として押しボタン式投票を追加するための規定を整備するとともに、会議録に係る電磁的記録の提供についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

常任委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携交通常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 デジタル社会の形成について
- 1 地域振興の推進について
- 1 交通政策について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

政策企画雇用経済観光常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 国際交流について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 観光の振興について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 医療及び介護行政の推進について
- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 病院事業の運営について

防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

12月21日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議提議案の配付について

日程第1 議案第31号から議案第82号まで並びに
議提議案第1号
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 請願の件
〔討論、採決〕

日程第3 意見書案第14号から意見書案第23号まで
〔討論、採決〕

日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第5 議提議案第2号及び議提議案第3号
〔採決〕

日程第6 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長あいさつ
知事あいさつ

電子採決操作研修
委員長会議
第2回議員勉強会
広聴広報会議

令和6年 年間議事予定(案)

令和5年12月20日現在

日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
1	月(元日)	木	金	月	水	土	月	木	日	火	一般質問	金	分科会(決算)	日	1				
2	火	金	代表者会議	土	火	木	日	火	金	月	水	予決(企業会計) (予決総括質疑)	土	月	一般質問	2			
3	水	土	日	水	金(憲法記念日)	月	議案上程	水	県内調査(教育)	土	火	代表者会議	木	金協(展開方針・予算方針)	日(文化の日)	火	3		
4	木	日	月	一般質問	木	土(みどりの日)	火	木	県内調査(教育)	日	水	県外調査	金	常任委・分科会	月(振替休日)	水	一般質問	4	
5	金	月	火	追加議案上程	金	日(こどもの日)	水	金	月	木	県外調査	土	火	(委員会等予備日)	木	予決(当初予算要求状況)	5		
6	土	火	水	一般質問・質疑	土	月(振替休日)	木	議案質疑	土	火	金	県外調査	日	水	金	予決(当初総括的質疑) (予決総括質疑)	6		
7	日	水	木	予決(予算総括質疑)	日	火	金	日	水	土	月	常任委・分科会	木	代表者会議	土	7			
8	月(成人の日)	木	金	政雇・環農・教警 常任委・分科会	月	水	代表者会議・議運	土	月	木	日	火	常任委・分科会	金	日	8			
9	火	金	議運	土	火	木	日	火	金	月	水	常任委・分科会	土	月	常任委・分科会	9			
10	水	土	日	水	金	月	一般質問	水	予決(県政レポート)	土	火	議運	木	(常任委員会予備日)	日	火	常任委・分科会	10	
11	木	日	(建国記念の日)	月	総地・防県・医子 常任委・分科会	木	土	火	木	日(山の日)	水	金	(委員会等予備日)	月	水	常任委・分科会	11		
12	金	月(振替休日)	火	政雇・環農・教警 常任委・分科会	金	日	水	一般質問	金	月(振替休日)	木	土	火	木	常任委・分科会	12			
13	土	火	水	総地・防県・医子 常任委・分科会	土	月	代表者会議	木	土	火	金	日	水	金	(常任委員会予備日)	13			
14	日	水	全協(当初予算)	木	(常任委員会予備日)	日	火	代表者会議	金	一般質問	日	水	土	月(スポーツの日)	木	土	14		
15	月	木	金	(委員会等予備日)	月	水	代表者会議・議運	土	月(海の日)	木	日	火	代表質問 予決(採決)	金	予決(採決) 議運	日	15		
16	火	金	土	火	木	役員改選	日	火	金	月(敬老の日)	水	土	月(委員会等予備日)	16					
17	水	土	日	水	金	月(予決総括質疑)	水	県内調査	土	火	議案上程	木	代表者会議・議運	日	火	予決(採決)	17		
18	木	開会	日	月	予決(採決)	木	土	火	常任委・分科会	木	県内調査	日	水	金	採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	月	水	代表者会議・議運	18
19	金	月	議案上程	火	金	日	水	常任委・分科会	金	県内調査	月	木	土	火	木	閉会(採決)	19		
20	土	火	議案聴取会	水	(春分の日)	土	月	木	常任委・分科会	土	火	金	議案質疑	日	水	金	20		
21	日	水	木	代表者会議・議運	日	火	代表者会議	金	常任委・分科会	日	水	みえ高校生県議会	土	月	木	採決・議案上程	土	21	
22	月	木	金	採決	月	水	常任委(所管説明)	土	月	木	日(秋分の日)	火	金	日	22				
23	火	金	(天皇誕生日)	土	火	木	常任委(所管説明)	日	火	県内調査	金	月(振替休日)	水	金協(監査結果・内部統制) 予決(当初予算の考え方)	土	(勤労感謝の日)	月	23	
24	水	土	日	水	金	常任委(所管説明)	月(常任委員会予備日)	水	県内調査	土	火	木	予決(当初予算の考え方)	日	火	24			
25	木	日	月	木	土	火	(委員会等予備日)	木	県内調査	日	水	一般質問	金	月	水	25			
26	金	月	火	金	日	水	予決(採決)	金	月	木	土	火	議案質疑	木	26				
27	土	火	代表質問・質疑	水	土	月	議運	木	代表者会議・議運	土	火	県外調査	金	一般質問	日	水	金	27	
28	日	水	木	日	火	金	採決	日	水	県外調査	土	月	木	一般質問	土	28			
29	月	木	一般質問	金	議案上程・採決	月(昭和の日)	水	特別委(活動計画)	土	月	木	県外調査	日	火	金	日	29		
30	火		土	火	木	日	火	金	月	水	予決(決算総括質疑)	土	月	30					
31	水		日	金	水	土	31												

- 本会議開催日
- 議決休会日
- 休日休会日

(注) 令和5年12月20日時点での年間議事予定のため、その後変更される場合があります。最新の日程は三重県議会ホームページの『月別の日程』でご確認ください。

令和6年 定例会日程

月	日	曜	日 程		備 考
1月	18日	木	本会議	開会	議会運営委員会
	19日	金	休 会		
	20日	土			
	21日	日			
	22日	月	休 会		
	23日	火	休 会		
	24日	水	休 会		
	25日	木	休 会		
	26日	金	休 会		
	27日	土			
	28日	日			
	29日	月	休 会		
	30日	火	休 会		
	31日	水	休 会		
2月	1日	木	休 会		
	2日	金	休 会		代表者会議
	3日	土			
	4日	日			
	5日	月	休 会		
	6日	火	休 会		
	7日	水	休 会		
	8日	木	休 会		
	9日	金	休 会		議会運営委員会
	10日	土			
	11日	日		(建国記念の日)	
	12日	月		(振替休日)	
	13日	火	休 会		
	14日	水	休 会		全員協議会
	15日	木	休 会		
	16日	金	休 会		
	17日	土			
	18日	日			
	19日	月	本会議	議案上程 提案説明(2月定例会月会議)	議案聴取会
	20日	火	休 会		議案聴取会 議会運営委員会
	21日	水	休 会		
	22日	木	休 会		
	23日	金		(天皇誕生日)	
	24日	土			
	25日	日			
	26日	月	休 会		
	27日	火	本会議	代表質問 議案質疑	
	28日	水	休 会		
	29日	木	本会議	一般質問	

月	日	曜	日 程		備 考
3月	1日	金	休 会		
	2日	土			
	3日	日			
	4日	月	本会議	一般質問	
	5日	火	本会議	追加議案上程	議案聴取会 議会運営委員会
	6日	水	本会議	一般質問 議案質疑	
	7日	木	委員会	予算決算常任委員会(予算総括質疑)	
	8日	金	委員会	付託議案審査〔政策企画 雇用経済観光 、 環境生活農林水産 、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
	9日	土			
	10日	日			
	11日	月	委員会	付託議案審査〔総務 地域連携交通 、 防災県土整備企業 、 医療保健子ども福祉病院 の各常任委員会・分科会〕	
	12日	火	委員会	付託議案審査〔政策企画 雇用経済観光 、 環境生活農林水産 、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
	13日	水	委員会	付託議案審査〔総務 地域連携交通 、 防災県土整備企業 、 医療保健子ども福祉病院 の各常任委員会・分科会〕	
	14日	木	休 会	(常任委員会予備日)	
	15日	金	休 会	(委員会等予備日)	
	16日	土			
	17日	日			
	18日	月	委員会	予算決算常任委員会(採決)	
	19日	火	休 会		
	20日	水		(春分の日)	
	21日	木	休 会		代表者会議 議会運営委員会
	22日	金	本会議	採決(2月定例会月会議)	
	23日	土			
	24日	日			
	25日	月	休 会		
	26日	火	休 会		
	27日	水	休 会		
	28日	木	休 会		
	29日	金	本会議	議案上程 採決(3月会議)	
	30日	土			
	31日	日			

※ 請願陳情の受理

・ 2月19日(月) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

・ 12月22日～ 2月18日

発 言 通 告 書

(発言予定 月 日)

議 員

発 言 の 要 旨	答弁を求める者

質問を分割する場合は、分割する箇所に「>」を記載してください。

資料の映写（該当する方に○をつけてください。） 有 無

（※有の場合は、発言日前々日の午後5時までに担当書記へ渡してください。）

発言通告書提出期限

質問：発言日3日前の午後1時

質疑：発言日前々日の午後1時

関連質問の発言通告書

() 議員の発言に対する関連質問

質 問 者	番
質 問 項 目	
内 容	
答 弁 を 求 め る 者	知 事 ・ 副知事 ・ 危機管理統括監 () 部長 () 局長 () 理事 教育長 ・ 警察本部長 ・ 企業庁長 ・ 病院事業庁長 その他 ()

令和 5 年 12 月 20 日

総 務 部

議案誤りの再発防止に向けて

令和 5 年 11 月 22 日に提出した議案に誤りがあり、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。誤りの原因と再発防止策について以下のとおりご報告いたします。

1 経緯

(1) 議案第 31 号 令和 5 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）

- ・ 予算編成支援システムから出力される議案原稿は、△の表記が別の記号に変換される仕様になっており、手入力で△に修正すべきところ、記号を削除するにとどまった。さらに、その△の付いていない数値を見て、本来「減額」と記載すべきところ、「追加」と記載してしまった。

(2) 議案第 33 号 令和 5 年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

- ・ 従来、12 月補正時に繰入金として計上するのは基金繰入金のみであったため、今年度も同様の処理と思い込み、一般会計繰入金があるにもかかわらず、基金繰入金に併せて計上してしまった。

(3) 議案第 71 号 令和 5 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第 2 号）

- ・ 確認の段階において、条文及び表の両方の数値の誤りに気付いたが、表のみを修正し、条文を修正しなかった。

2 原因

- ・ 担当者と確認者の双方が確認すべき事項を十分に確認できていなかった。
- ・ システムのエラーを認識しながら対応しきれなかった。

3 再発防止策

令和 6 年度当初予算議案提出時まで、次の再発防止策を実施します。

- ・ 確認の精度を高めるため、議案原稿と根拠資料の複数人での読み合わせや、議案原稿と過去の議案を折りながら突き合わせるなど、確認手法を確立します。
- ・ 各部局の担当者と確認者の責任を明確にするため、担当者と確認者のチェックが終了したことが分かる欄を設けた原稿のみを総務部で受け取ったうえで、再度、総務部において複数人での読み合わせ確認を行います。
- ・ 「議案作成マニュアル」を新たに作成し、各部局へ配布します。
- ・ 予算編成支援システムの仕様の修正を行います。